

(別添2)

オンライン資格確認導入の猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称											② 電話番号(ハイフンなし)															
③ 所在地	〒															(都・県)										
④ 保険機関コード											(複数ある場合)															
都道府県番号 点数表番号										医療機関(薬局)コード(7ケタ)																

II. 届出内容

⑤ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型																																		
・第1号: 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中) ・第2号: オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情) ・第3号: 訪問診療のみを実施する保険医療機関 ・第4号: 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局 ・第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 ・第6号: その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局																																		
																	⑥ ⑤の回答に応じた補足事項																	
																	・第1号	システム事業者との契約日 (遅くとも2023年2月末)										西暦		年		月		日
																		作業完了見込み時期 (遅くとも2023年9月末)										西暦	2023	年		月		
																	・第2号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された)																
																		(2.の場合 整備された時期										西暦		年		月		日)
・第3号	訪問診療のみを実施する保険医療機関である。(1.はい)																																	
・第4号	工事又は臨時施設開始日										西暦		年		月		日																	
	工事又は臨時施設終了予定日										西暦		年		月		日																	
・第5号	廃止又は休止予定日 (遅くとも2024年12月1日)										西暦		年		月		日																	
・第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。																																	
	・ア: 自然災害等により継続的に導入が困難である場合 ・イ: 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合(※以下に年齢等を記載) (目安: 2023年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下) (1) 常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢 歳 (2) 特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要)																																	
・ウ: その他導入義務の例外措置(院内等の電子化が進んでいない状況)又は第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)																																		
⑦ 備考																																		

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

関東信越厚生局長 殿

開設者名

(住所

〒

(記入等に当たっての留意点)

- ・ 青色セル部分に必要な記載を行った上、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生(支)局(分室がある場合は分室。)に事前届出を行うこと。
- ・ ①欄から③欄までは、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ・ ④欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)、医療機関(薬局)コード(7桁))を記入すること。また、1つの保険医療機関又は保険薬局として、複数の保険機関コードを有する場合は、当該コードについても付記すること。
- ・ 【都道府県番号】 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
- ・ 【点数表番号】 医科 1、歯科 3、調剤(薬局) 4
- ・ ⑤欄には「第1号～第6号」のうち届け出る猶予類型を選択して記入すること。
- ・ ⑥欄には⑤欄の回答に応じて補足事項を記入すること。特に
 - ・ 第2号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない／2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6か月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
 - ・ 第3号の場合、訪問診療のみを実施する保険医療機関であることを確認し、「1.はい」を選択して記入すること。
 - ・ 第6号の場合、「ア～ウ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「イ」と記入した場合は、(1)常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢及び(2)特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要)を記載欄に記入すること。また、「ウ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号のア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合(「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年以内に閉院を予定している」といった場合等)は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。なお、特に「イ」又は「ウ」と記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をする場合があることについて留意すること。

(添付書類について)

- ・ 届出を行う際、併せて⑤欄で回答した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること。
ただし、やむを得ない事情がある場合には、その旨を届出書の⑦欄に記入し、届出の事後において、速やかに提出すること。
- ・ 第1号： 契約書や注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類
- ・ 第6号： 困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
- ・ なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。